

裁 決 書

審査請求人

[Redacted]

同代理人

[Redacted]

弁護士

[Redacted]

処 分 庁

[Redacted] 所長

審査請求人が平成23年12月13日付けで提起した生活保護法に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成23年11月9日付けで行った保護廃止決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成23年11月9日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分（以下「本件廃止決定」という。）の取消しを求めるものと解される。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の趣旨は次のとおりである。

(1) 本件廃止決定に至る経緯

ア 請求人は知人のA氏のマンションに居候させてもらっていたが、同人からマンションを出て行くよう求められた。そのため請求人はA氏のマンションを出て平成23年9月20日に、処分庁に生活保護の申請をなした。

同日、処分庁は請求人に住居がないため、 市の を適用し、請求人を救護施設に入所させて施設入所等による保護を開始した。

その後処分庁は同年10月3日付保護決定通知書により、請求人を同年10月7日付で居宅保護を開始する旨保護の変更を行った。

イ 請求人は救護施設の紹介した不動産業者の仲介により住居を探し
 （以下「マンション」という。）を賃借することに決めた。

ウ 平成23年10月7日午前、請求人は処分庁から礼金や日割家賃の住宅扶助費、生活扶助費、布団等の現物支給を受けて、同日午後マンションに入居した。

入居後、請求人はA氏にマンションを見に来てもらった。A氏はマンションの北西隅の床板が腐って2箇所、床と壁との間に穴があいており、その他2箇所の床板が腐りかけて変色していたり、その付近の壁紙（クロス）は湿気では

がれ、大きく浮いた状態になっていたことを発見した。

そして床板が腐った穴の大きい方の穴にA氏が人差し指を入れたところ第二関節まで入り込む深さがあり、床下方向には空間があって地面につながっているようであった。

また、床板が腐って穴があいている部分の外壁にはレンガを積んだ花壇の他にエアコンの室外機が2機設置されており、床板が腐りかけて変色している部分の外壁にもレンガを積んだ花壇があった。

請求人はA氏から「ここの床板が腐って大きな穴があいてる。壁のクロスも湿気ではがれて浮いてるし、僕ならこんな部屋には住めない。」と言われて初めて床板が腐って穴があいていることに気付いた。

仲介業者に連れられてマンションを下見に来た時には掃除もされておらずホコリだらけであったため請求人も仲介業者の担当者も全く床板の穴には気が付かなかった。

請求人は床板が腐って穴が開いていても生活保護費で借りれる家賃の安い物件だから仕方がないのかなという惨めな気持ちになった。

その夜は引っ越しの疲れがあったためか請求人はマンションでぐっすり眠れた。

エ 入居の翌日の平成23年10月8日(土)、請求人がマンションの床に座って昼食を食べていると急に身体がかゆくなった。そしてその夜布団に入っても体がかゆくて眠れなかった。同月9日は請求人がマンションの周辺を散歩する等外出している間は体がかゆくないのにマンションに戻ると体がかゆくなるため、マンションの床板のワックスのせいで体がかゆくなるのかと思い、布団の下に段ボール紙をひいて眠ったけれども、やはり体がかゆくなった。

同月10日、マンション内にいると体かゆくなるためA氏宅に行って相談したところ、「ダニがいるかも知れないからバルサンをたかないとだめだ。」と言われた。そしてその夜はA氏宅に泊めてもらった。

同月11日、マンションに戻ったところ、何故かマンションに入るだけで体がかゆくなり我慢できないため、A氏宅に泊めてもらった。

同月12日、請求人がマンションに戻ったところ床に2mm~3mmのダニと白く透明のムカデのような虫を2匹発見したため、それをティッシュに包んでつかまえ殺した。

請求人は腐った床板の穴から虫が入って来ていると思った。そのことをA氏に言うと「バルサンをたくにしろ、火災報知機が鳴ったら困るから管理会社に連絡しておいた方が良い」と助言された。その夜はマンションに戻ると体がかゆくなるため24時間営業のファミリーレストランで一晩過ごした。

同月13日、管理会社に電話したところ、電話に出た女性は「バルサンはたかないで欲しい。担当者から連絡させる。」と言った。

同日午後0時30分頃、管理会社の担当者から電話があったが、請求人は午後から██████████にある病院で糖尿病等の治療を受ける予定であったため、翌日に担当者にマンションに来てもらうことにした。同日夜はA氏宅に泊めてもらった。

オ 平成23年10月14日午前9時40分頃、請求人は処分庁のケースワーカーのB氏に電話し、マンションの床板が腐って穴があいていることや、マンション内に虫がいてかゆくてマンション内にいられないことを報告したところ、B氏は「ちょっとひどい話だ。きちっとした対応を管理会社にしてもらいなさい。」と言った。

当日は雨であったが請求人はマンション内に入ると体がかゆくなるので外で待っていたところ、午後1時頃に管理会社の担当者のC氏がマンションに来た。C氏は、マンションに入ると請求人の説明もあまり聞かずに床板が腐った部分等を見ると携帯電話でどこかに電話し、「柱が水分吸っていて、柱と床が腐っています。虫は目に見えません。」等報告していた。

請求人が同月12日にマンション内でティッシュで殺した虫を見せると、C氏は「そんな証拠にならない。」と言ってどこかに電話し「柱と床の修理をお願いしたい。」等話していた。

C氏は電話を終ると請求人に対して仁王立ちになって腕を腰にあてて、威嚇するように語気鋭く、「虫は、床が腐って出た虫という証拠がありますか。あなたが運んできた荷物に虫がついていたのではないですか。」と言った。

そればかりかC氏は「入居の前日に掃除をしてもらったが、床が腐っているという報告はなかった。」とあたかも請求人が床板を腐らせたかのような言い方をした。

請求人はC氏にマンションの床の修理をしてもらうまでは虫がいて身体がかゆくて住めないし、知人宅に泊めてもらうのにもそこに行く交通費がかかるし、

外食しなければならずお金がかかるので、生活保護費で暮らしている自分には死活問題だと言った。C氏は「補償としては、修理工事が2～3日かかるので、その分の日割家賃の返金しかできん。虫はそちらが運んで来たかも知れんから、虫が嫌でも宿泊先も世話することは出来ん。お金ないなら、今すぐバルサンたいて、ここに居れば。」と強い口調で言った。

その時のC氏の仁王立ちした威嚇するような態度と語気鋭い強い口調に請求人は強い恐怖感を感じた。

また請求人は「こんな怖い管理会社の管理するマンションに住み続けると、将来どんなトラブルがあるか判らない。」という強い不安と恐怖心を持った。

当日は大雨であったため請求人はバルサンもたくことも出来ず、A氏宅に泊めてもらった。

しかし請求人はC氏から受けた暴言による恐怖心のため眠ることもできなかった。

カ 平成23年10月15日、請求人は床板の修理工事日を聞くため管理会社に電話したところ工事業者と直接打合わせをしてくれと言われた。工事業者に電話すると「同月18日の午後から工事は2時間程で済む。」ということであった。

請求人はC氏が前日に「床も柱も腐っているから修理は2～3日かかる。」と言っていたにもかかわらず工事業者が「2時間程で工事が終わる」というのを聞いて、管理会社がずさんな簡単な修理で済まそうとしていると思い不安を感じた。

そして、そんなずさんな対応をする管理会社に対し、益々不安と不信感をもつようになった。同日もA氏宅に泊めてもらった。

キ 平成23年10月16日(日)、請求人が着替えを取りにマンション内に入ると再びノミやダニのような虫を発見したため、捕まえてビニールバックに入れた。

マンション内に入ると請求人はC氏に暴言を吐かれた時のことがフラッシュバックのように思い出され恐怖心がよみがえり、マンションの外で自転車のブレーキ音がしただけで恐怖におののく状態であった。そしてわずか10分～15分位しかマンション内に滞在することが出来なかったが、その間にも請

求人者は虫に腕をさされてしまった。

そして、その夜もA氏宅に泊めてもらったが、今後のことを考えると不安で眠れなかった。

ク 平成23年10月17日(月)、午前10時に請求人は処分庁に行きケースワーカーのB氏に状況を報告した。

B氏は「僕もどうすればいいのかわからないから、弁護士さんに相談するのが一番良い方法だと思います。但しせっかく入居したのに、そのマンションに請求人が住んでないとなると福祉としては具合が悪い。一刻も早く問題を解決してマンションに戻りなさい。」と言った。

しかし、請求人はマンションには恐怖心があって戻れないにもかかわらず、B氏からマンションに戻らないと生活保護を打ち切られるような話をされて、悩みが増え益々精神的に追い込まれた。

その夜もA氏宅に泊めてもらったが不安で食事も取れず眠れなかった。

ケ 平成23年10月18日(火)午前8時頃工事業者から「修理工事を始めるのでマンションの鍵を開けて欲しい。」という電話があった。

しかし請求人は食事や睡眠を取れずにいたため、精神的にも肉体的にも疲れ果て起きることも歩くこともできない状態であったため工事業者にA氏宅までマンションの鍵を取りにくるよう頼んだ。

すると工事業者は「職人が帰ってしまったので、次回は同月22日に管理会社に合鍵を借りて勝手に工事に入ってよいか。」と聞いて来た。

請求人はC氏から合鍵はないと聞いていたにもかかわらず工事業者が「管理会社から合鍵を借りて工事する。」と言ったので、C氏に対する不信感を一層強めた。

そして、請求人は「お前が腐らせた。」「お前が虫を連れて来た。」「ざまあみろ」と言うC氏の声が幻聴として聞こえるようになってしまった。

そればかりか、請求人はA氏宅で尿をもらしていても気付かない程に神経が衰弱し切っていたため、A氏は驚き、「心の相談室」に電話してカウンセラーから「Dクリニック」を紹介してもらった。その夜もA氏宅に泊めてもらった。

コ 平成23年10月19日(水)、請求人はDクリニックで診察を受けるため

処分庁に医療券をもらいに行ったところ、担当がB氏からE氏に変わっていた。

E氏は請求人に対し「一連の話は聞いている。」と言った。E氏にマンションの床板が腐っている写真を見せると「これはひどい。」と言った。請求人が「私はマンションに居られないので、保護が切られるのが不安です。」と言ったところ「大丈夫です。こんな状態じゃ住めないじゃないですか。それより請求人の身体が心配です。先生に診てもらって治療して下さい。」と言った。

Dクリニックで診察を受けたところ「不安神経症、うつ状態」と診断され、医師から「色々検査して薬で治して行こう」と言われた。その夜もA氏宅に泊めてもらった。

サ 平成23年10月21日、Dクリニックに通院するため、バスを待っていたところ、管理会社から請求人に携帯電話に着信があった。それを見て請求人は胸が苦しくなり、汗が出て、吐き気がし、心臓発作のように苦しくなった。

そのことをDクリニックの医師に言う「パニック症状になった。」と診断され、パニック症状に対応する薬を出してくれた。

そして、請求人は管理会社からの電話を着信しただけでパニック症状になるためマンションの所有者に対し管理会社のC氏から暴言を受けたことや、そのことで不安神経症となり加療が必要となったこと、今後の話し合いについては代理人に委任すること等を通知する手紙を速達で出した。

シ 10月24日(月)、Dクリニックに治療に行ったが請求人はストレスにより持病の糖尿病が悪化しており、不安神経症も薬だけでは治療が困難であるため医師から入院を勧められた。

また午後には大阪弁護士会館にある法テラスで法律相談を受け、弁護士からマンション内で虫に刺された証拠とするため医師の診断書をとるように助言された。

そのため請求人は同日「Fクリニック」で、マンションで左前腕や右大腿を虫に刺された跡をみてもらい、診断書を作成してもらった。

ス 平成23年10月26日(水)、請求人は大阪弁護士会館の法テラスで弁護士の法律相談を受けた。マンションの床板の腐った写真と「Fクリニック」の診断書を弁護士に見せたところ、弁護士から「管理会社に対し期限を定めて修

理を求める通知書を出すこと。その期限までに修理をしなかった場合には、賃貸借契約を解除し、転居に要する費用を請求すること。」等のアドバイスを受けた。

また、請求人は同日法テラスに法律扶助の申込をなし、請求人の代理人となる弁護士を法テラスに選任してもらうことにした。

セ 平成23年10月27日（木）、知人のG氏から、H氏というG氏の知人が請求人の代理人として管理会社に話し合いに行ったが、話し合いがまとまらなかったという連絡があったが、その詳しい内容は聞かなかった。

同月28日（金）、請求人はG氏の知人のH氏が管理会社と話しをしても話しがまとまらなかったため、今後は法テラスが選任してくれる弁護士に管理会社との交渉を委ねることとし、同日弁護士に話し合いを委任する旨の通知書を管理会社に出した。

ソ 平成23年10月31日（月）、請求人が処分庁のケースワーカーのE氏に電話した。E氏は「請求人がマンションに住んでいないので、保護費は支払えない。管理会社と代理人と請求人の話を聞いてみないと保護費は出せない。明日話し合うため処分庁に来て下さい。」と言った。

そのため、請求人はH氏が請求人の代理人として管理会社とどのような話をしたのか聞こうと思い、G氏に電話をしたが連絡がとれなかった。

請求人はE氏に保護費は出せないと言われたことや、G氏と連絡が取れないことのストレスによりパニック発作を起こした。

タ 平成23年11月1日（火）、請求人は処分庁に行ったところ、保護費の支給日であったため非常に混雑していた。ケースワーカーB氏に先に病院に行きたいと告げて医療券をもらったところ、ケースワーカーB氏は「話があるので夕方に処分庁に来て欲しい。」と言った。

その後、請求人はDクリニックに診察を受けに行った。そして請求人は医師に、E氏から電話で「マンションに住んでいないので、保護費は出せない。」と言われたことを説明した。医師は「請求人は管理会社のC氏に暴言を吐かれたことが原因でマンションに近づくだけでパニック発作を起こし動悸、冷感が出るため、マンションに住むことが困難であり、治療のためにも引っ越される

ことが必要である。」旨の診断書を作成してくれた。

夕方請求人が再び処分庁に行くと、ケースワーカーのB氏とE氏の2名が相談室で対応した。

B氏は「不動産会社や管理会社の人も良い方じゃないですか。請求人が部屋の修理を拒まないで、早く修理の依頼をしてマンションに住みなさい。マンションの修理をするだけで済む話じゃないですか。何故管理会社に連絡しないのですか。」と言った。

請求人は「管理会社には連絡は何度もしている。修理を拒んだことはありません。」とB氏に言ったが聞き入れてくれなかった。

請求人は管理会社のC氏に暴言を吐かれ不安神経症とうつ病になり、マンションに近づくだけでパニック発作を起こすことを理解してもらうため、B氏にDクリニックの診断書を渡した。

ところがB氏は診断書を読んだ後「こんなものはいらぬ。請求人のわがままを聞くために福祉があるわけではありません。」と言った。

請求人は「診断書に書いてあるようにマンションに戻るのが怖いです。」と言うと、B氏は「そんな病気はどこに引っ越しても起きる。病気は病院に行って治し自分で克服しなさい。診断書もいらぬから返しましょか。」とつき放すように言った。

そしてB氏は「保護費を出す準備をしているが、請求人が管理会社に今週中に修理工事の依頼を申し出れば保護費を出します。同月5日までに管理会社に連絡して下さい。」と語気強く言った。

請求人はB氏に対し「法テラスに管理会社との交渉の代理人となってくれる弁護士の選任を依頼しているのもう少し待つて欲しい。」と頼んだが、B氏は「法テラスの弁護士をとるか、保護費をとるか選びなさい。」と言った。

またケースワーカーのE氏は「Gさんは誰か。」と聞いて来たので、「救護施設で同室だった友人です。」と答えると「Gさんが管理会社との仲介に入ることはやめて下さい。」と言った。

請求人は、B氏やE氏に管理会社のC氏から暴言を吐かれて不安神経症とうつ病にまでなったことをDクリニックの診断書を渡して説明しているにもかかわらず、それを無視したB、Eの両氏から「管理会社は良い会社」と一方的に決めつけられて請求人が悪いと責められたことにより、B、E両氏に対しても強い不信感と恐怖心を抱くようになった。

そのストレスから処分庁を出るとパニック発作が起き、いつもであれば最寄り駅まで歩いて10分位で行けたにもかかわらず、その日は歩行者ですら怖く見え、歩くこともできずに2時間もかかった程であった。

チ 平成23年11月2日(水)、請求人はDクリニックに通院したが、医師は請求人の精神状態の悪化に驚き、入院を強く勧め、■■■■市にある「I病院」への紹介状を書いて渡してくれた。

請求人はその夜もA氏のマンションに泊めてもらったが、マンションのベランダからケースワーカーのB、E両氏が入って来て請求人の足を引っ張り、ベランダから引きずり落とそうとする幻覚を何度も見て苦しめられた。

そして請求人は尿を漏らしていることすら気付かぬ程異常な精神状態に追い込まれた。

ツ 平成23年11月4日、請求人は大阪弁護士会館の法テラスに行き、早く代理人となる弁護士を選任して欲しい旨申し入れたが、弁護士が選任されるまで少し時間がかかるようであった。

前記のように請求人は同月1日にケースワーカーのB氏から同月5日までに管理会社に修理工事の依頼を入れないと生活保護費を支給しないと言われていた。しかし請求人は恐怖心を持っている管理会社の人間と電話で直接話しをするとパニック発作を起こすため、同月4日付で管理会社の社長宛に対し、マンションの合鍵を使って室内に入り修理工事を進めて欲しい旨の通知書を発送した。

それと同時に同月4日付でケースワーカーのE氏宛に管理会社には電話でなく書面で修理工事の依頼をしたことやE氏とB氏がベランダから現れて請求人の足を引っ張る幻覚に苦しんでいる旨の手紙を出した。

同月4日の夜も請求人はB氏やE氏がベランダから入って来て足を引っ張る幻覚に苦しめられ寝れなかった。

テ そのため、平成23年11月5日請求人はDクリニックの医師の紹介状をもって■■■■市のI病院に行ったところ、同病院の医師も請求人の精神状態は悪く閉鎖病棟での入院が必要であると診断し、即日精神科の閉鎖病棟に入院させた。

ト 平成23年11月7日 法テラスにより請求人の代理人として弁護士■■■■
■■■■(以下「代理人」という。)が選任された。

そして同月8日、代理人はI病院の精神科閉鎖病棟内において請求人と面談し事情を聞いたが、その様子は憔悴しきっており痛々しかった。

その後、代理人はI病院の医療福祉相談室の担当者から処分庁が請求人の生活保護を指示違反で廃止したと聞いた。

代理人はその場で担当者に処分庁のB氏に電話してもらい、電話を替った。

代理人がB氏に「請求人の生活保護を何時、どのような理由で廃止したのか。」と聞くと、B氏は「指示違反により同月4日付で保護を廃止した。」と答えた。

代理人が「指導指示違反で保護を廃止するには文書による指導、指示が必要とされているが、何時どのような内容の文書による指導、指示を請求人にしたのか。」と聞くとB氏はあわてて、態度を変えて「指導指示違反でなく保護要件が確認できないので、保護を廃止した。」と口ごもって言った。

代理人がB氏に対し「請求人についてどのような保護要件が確認できないのか。」と聞くと、B氏は「マンションに居住していないので保護要件に欠ける。」と言った。

代理人がB氏に「請求人がマンションに居住していないということを現地調査をして確認したのか。」と聞くと、「現地調査はしていないが、管理会社が住んでいないというので居住していないと認定した。」と言った。

代理人がB氏に「現地調査もせずに管理会社の言い分だけを聞いて居住の事実がないと認定して保護を廃止するのはおかしいのではないか。」と言うも、B氏は返事しなかった。

そのため代理人は同月9日に処分庁に行くことをB氏に告げて電話を切った。

ナ 平成23年11月9日、代理人が処分庁に行くとB氏とE氏が対応した。

代理人がB氏に対し「同月1日に請求人に対し、同月5日までに管理会社に修理工事の依頼の連絡をしないと保護費を支給しない。」と言ったのかと聞くとB氏はそれを認めた。

代理人はB氏に「請求人が同月5日までに管理会社に修理依頼の連絡をしていないと思って指導指示違反で保護を廃止したのではないか。」と聞くと、B

氏は「そうでない。マンションに居住の事実がないので保護要件が認められないので保護を廃止した。」と言った。

代理人がE氏に対し「請求人は同月4日にE氏に対し管理会社に書面で修理の依頼をしたという手紙を出しているが届いているか。」と聞くと、E氏は「手紙は届いておりケース記録に保管している。」と答えた。

代理人はB氏に「請求人は同月1日にDクリニックの診断書をB氏に渡したと言っているか。その診断書はケース記録に保管されているか。」と聞くと、B氏は「診断書はケース記録に保管されている。」と言った。

代理人はB氏に「請求人の持参した診断書には『管理会社の人にきつい事を言われ、パニック発作を起こし、室の近くに行くだけで、動悸、冷感が出るそうです。現在の室に住むことが困難な状態の様ですので、治療のためにも引っ越されることが必要です。』と書かれているから、ケースワーカーとすればマンションに居住していないから保護を廃止するのは妥当でなく、今のマンションでは病気療養上著しく環境条件が悪いとして、請求人に転居を勧め、転居費用を保護費として支給すべきでないか。」と言ったところ、B氏は「転居費用は出せない。」と答えた。

代理人が「医師の診断書を信用しないのか。」と聞くと、B氏は「実際のところわからない。」と答えた。

代理人は「同月1日にB氏にきついことを言われ、その後請求人はB氏とE氏がベランダから現れて足を引っ張るといふ幻覚を見る程精神的に追い込まれ、現在I病院の精神科の閉鎖病棟に入院しなければならない状態になっている現実をどう考えているのか。」と聞くと、B氏は「正直請求人には厳しいことを言ったと思う。」と答えた。

代理人が「請求人は病気で収入もないし、生活保護を廃止されたら生活できない状態で、保護の必要性があるのにどうして保護要件が確認できないとして保護が廃止できるのか。」と聞くと、B氏は「請求人が要保護状態にあることは認めるが、居宅保護の要件に欠ける。」と訳のわからない返答をした。

代理人が本件廃止決定を撤回して欲しいと求めると、B氏は「既に同月4日に保護廃止を決定しており、現在保護廃止決定通知書を作成している段階になっているので本件廃止決定は撤回できない。」と言った。

なお、B氏は代理人に対し「自分は文書による指導指示をしたうえで保護を廃止するという案を会議に提出したが、上が保護を廃止すると決めてしまっ

た。」と弁解していた。

ニ 平成23年11月14日、処分庁からI病院に本件廃止決定通知書と一緒に、同月8日付の保護決定通知書や、同月分の住宅扶助費42,000円と日割による生活扶助費8,470円の合計50,470円が現金書留に同封して送られて来た。

その中には請求人が同月4日に手紙で管理会社に修理を依頼したことに対する同月8日付の管理会社の請求人に対する返事の手紙が同封されていたのであった。

ヌ 平成23年11月18日代理人は管理会社の営業部長と面談し事情を聞いたが同氏は代理人に対し「マンションの外壁にレンガを積んだ花壇があり、そこに溜まった雨水が壁の内側にしみ込んで、請求人の部屋の床板を腐らせ穴をあけていたこと、請求人の借りた部屋は1年間空き部屋となっていたため湿気が部屋にこもり、壁紙を浮かせていたこと、床板の穴から花壇の地中の虫が侵入した可能性があり、予定している修理は床板の張り替え等だけでなく外壁にある花壇も撤去する大掛かりなものになること」を説明した。そしてマンションは本来請求人に賃貸できるような状態の部屋ではなかったことを謝罪した。

ネ なお、請求人は平成23年10月13日以降はマンション内に入ると体がかゆくなって眠れず、また同月16日以降はC氏の暴言によりマンションに近づくだけでパニック発作を起こすようになったためA氏宅に泊めてもらっていたが、布団や衣服等の請求人の荷物はマンション内に置いたままにしていたものである。

(2) 本件廃止決定の違法性・不当性について

ア 保護廃止についての厳格な法的制限

法第56条は「被保護者は正当な理由がなければ、既に決定された保護を不利益に変更されることがない」として不利益変更禁止の原則を定めている。

そして法はいったん開始された保護を廃止することについては要保護性の消滅(法第26条)、指導指示等違反(法第62条第3項)、立入調査、検診命

令違反（法第28条第4項）の3つの場合しか認めていない。

しかも指導指示違反は必ず文書によることを要し（法施行規則第19条）、弁明の機会を与えなければならないとしている（法第62条第4項）だけでなく厚生労働省通知は保護廃止にはより厳しい運用基準を定めている。

また、立入調査、検診命令違反による保護廃止についても厚生労働省通知は、いきなり保護を廃止するのではなく、保護を停止した後の再度の検診命令に従わなかった場合や、最近1年以内に当該検診命令違反の他に文書による指導指示に対する違反、立入調査違反、検診命令違反があったとき等に保護を廃止することができるとしており、かなり厳格な運用基準を定めている。

また法第26条により被保護者が保護を必要としなくなったときに保護を廃止できる場合について厚生労働省通知は、原則として「（1）当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。（2）当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6箇月を超えて保護を要しない状態が維持すると認められるとき。」という厳しい基準を定めている。

イ 本件廃止決定通知書の行政手続法違反

行政手続法第14条第1項は「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し同時に当該不利益処分の理由を示さなければならない（略）」とし同条第3項は「不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は書面でしなければならない。」としている。

そして最高裁昭和38年5月31日判決（民集第17巻4号617頁）は「理由付記の趣旨は処分庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立に便宜を与えるにあるから、それに必要な程度の記載を欠くときは、理由付記の要件を充たしているとは認めがたい。」と判決している。

そして保護廃止処分は被保護者にとって不利益な処分であるから当然行政手続法第14条の規定が適用される（法第29条の2）。

また厚生労働省は平成14年3月6日の生活保護関係全国保護係長会議において「理由付記の程度は、具体的には処分の性質や処分の根拠法令の趣旨及び目的に照らして判断することになるが、上記の理由付記の目的からすると、単

に根拠法令のみでは理由の付記としては不十分であり、どのような事実にもとづいて、どのような法的理由（処分の要件）により当該処分が行われたが、相手方において十分認識し得る程度に示すことが必要である。」と指示している。

本件廃止決定通知書の理由欄には「保護要件が確認できないため生活保護廃止とする。」としか記載されていない。

理由欄には保護を廃止する根拠法令すら記載されていないばかりか、どのような事実に基づいて、どのような法的理由（処分の要件）によって保護廃止処分が行われたかが全く記載されていないのである。

従って請求人は本件廃止決定通知書の理由からは、処分庁が法の何条を根拠（第26条なのか、第62条第3項なのか、第28条第4項なのか）に保護を廃止したのか不明で認識できないばかりでなく、どのような保護要件（収入なのか稼働能力の活用なのか、資産なのか）が、何故確認できないのか（立入調査拒否なのか検診命令違反なのか等）も全く認識できないものである。

従って本件廃止決定通知書では本件廃止決定の理由が明らかにされておらず請求人が本件廃止決定の妥当性や適法性を検討することを困難にするものであるから行政手続法第14条第3項に違反し、手続上の違法があるから本件廃止決定は取り消されるべきである。

ウ 本件廃止決定の法違反

(ア) 前記のように本件廃止決定通知書には、処分理由欄に「保護要件が確認できないため生活保護廃止とする。」としか記載されていないため処分理由は不明であるが、一般的に考えうる処分理由についてその適法性や妥当性について検討してみる。

(イ) 前記のように法が既に開始した保護を廃止できるとしているのは法第62条第3項の指導指示違反や法第28条第4項の立入調査、検診命令違反、法第26条の要保護性の消滅の3つの場合だけである。

(ウ) 指導指示違反による保護廃止の場合には文書による指示が必要とされ（法施行規則第19条）、弁明の機会が与えられなければならない（法第62条第4項）。

前記の本件廃止決定に至る経緯から明らかなように本件において処分庁が請求人対し文書により法第27条の指導及び指示をしたことはなく、法第62条第3項の弁明の機会を与えられたこともない。

よって、本件廃止決定が指導、指示違反を理由として行われたとしたら明らかな法違反であり取り消されるべきである。

(エ) 本件において、処分庁は平成23年9月20日の請求人の生活保護申請に基づき、同日付で請求人に対しJ病院で受診するよう病状調査指示書を出している。

請求人は前記指示書に基づきJ病院で受診している。また請求人は処分庁によるマンションへの立入調査や資産調査、健康状態その他の事項の調査を拒んだり、妨害したり、もしくは忌避したことはない。

よって、処分庁が法第28条第4項を理由に本件廃止決定をしたとしたら違法であり取り消されるべきである。

なお、本件廃止決定通知の処分理由である「保護要件が確認できないため生活保護廃止する」という意味が処分庁の調査によって保護要件が確認できないため生活保護を廃止するという意味であるなら、請求人が処分庁の調査を拒否し、妨げ、忌避したという事実のない限り保護廃止をすることはできないというべきである。

何故なら法第28条第4項は「保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは（略）保護を廃止することができる」としているからである。

しかも厚生労働省の通知によれば、検診命令に従わない等法第28条第4項による保護の廃止ができる場合の運用基準は極めて厳格な条件になっている。

(オ) 本件廃止決定が法第26条に基づく場合であったとしても違法、不当な処分であり取り消されるべきである。本件廃止決定通知書の理由である「保護要件が確認できない」という意味を法第26条の「被保護者が保護を必要としなくなったとき」と解釈した場合でも、本件廃止決定は違法かつ不当である。

まず、前記のように厚生労働省の通知によれば法第26条の規定により保護を廃止できる場合の運用基準は原則として「(1)当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。

(2)当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6箇月を超えて保護を要しない状態が継続して認められるとき。」とされている。

本件において、請求人は平成23年11月1日に処分庁のケースワーカーのB氏やE氏に同日付のDクリニック医師の診断書を渡している。

その診断書には請求人が「うつ病、不安定神経症、糖尿病：膵皮症でDクリニックに通院中である」ことが明記されており、それを読めば請求人が当時就労不能であり、無収入であって、前記厚生労働省通知の基準のような定期収入の恒常的な増加や最低生活費の恒常的な減少等が認められないことが容易に理解できるものであった。

また当時請求人に収入の臨時的増加や、最低生活費の臨時的な減少等も認められる事情も何もなかった。

よって処分庁が請求人について「保護の必要性がなくなった」として法第26条により本件廃止決定を行うことは違法かつ不当であり取消されるべきである。

(カ) 前記本件廃止決定に至る経緯で述べたように処分庁のB氏は代理人に対し平成23年11月8日の電話でも、また同月9日の処分庁でも「請求人がマンションに居住している事実が確認できないので保護廃止した。」と説明している。

しかし、そもそも請求人がマンションに居住していないことが保護要件に欠けることになるのかが疑問である(逆にいえばマンションに居住していなければ保護要件を満たさないとと言えるか疑問である)。

すなわち、保護を廃止できるか否かは法第26条によれば保護の必要性(要保護性)があるか否かの問題であり、単にマンションに住んでいれば保護の必要性を満たし、住んでいなければ保護の必要性がないと判断するのは不合理であるからである。

(キ) ところで平成23年11月9日にB氏は代理人に対し「請求人は要保護状態にあることは認めるが、マンションに住んでいないので居宅保護の要件に欠けるので保護を廃止した。」等、訳の判らない説明をしている。

しかし本件においてはそもそも、請求人はマンション室内の床板が腐って穴が空いているだけでなく、虫がいて室内に入るだけがかゆくなり、マンション内に居られないことや管理会社のC氏の暴言により不安神経症となってマンションに近づくだけでパニック発作を起こすようになったこと等は同年11月14日に処分庁のB氏に、10月19日にはE氏にも説明していたものである。

しかも11月1日には請求人はB氏やE氏に対しDクリニックの医師の「請求人はマンションに近づくだけでパニック発作を起こし(略)、マンションに住むことが困難であり、治療のためにも、引っ越されることが必要です。」という意見が記載された診断書を渡しているのである。

よって、請求人にとってはマンションは床板が腐っていて住めないという物理的瑕疵があるだけでなく、近づくだけでパニック発作を起こすという疾患によって居住することが客観的に困難な状態であるのであるから、マンションに居住していないことを理由に保護を廃止することは不当きわまりないと言うべきである。

むしろ処分庁としては、マンションは厚生労働省局通知の請求人の「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合」であるから、請求人に対し転居を指示して、その転居に必要な敷金等を支給すべきであったものである。

(ク) 最後に付言するなら、法第56条は「被保護者は正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない」と規定して不利益変更の禁止の原則を定めていることからすれば、福祉事務所が法第26条の「被保護者が保護を必要としなくなったとき」に該当するとして保護を廃止するためには被保護者に保護の必要性(保護要件)が本当になくなっているかどうかを調査して確認すべき義務があるというべきである。

そして法第28条4項の趣旨からすれば、福祉事務所が保護の必要性(保護要件)がなくなったかどうかを調査するために行う立入調査等を被保護者が拒み、妨げ若しくは忌避した場合に保護を廃止できるというべきであ

る。

本件においては、処分庁は請求人がマンションに居住しているか否かの立入調査をしていないし、請求人が立入調査を拒んだり、妨害したこともない。

むしろ請求人は同年11月1日にB氏から同月5日までに管理会社に修理の依頼をするように言われ、同月4日に管理会社に修理を依頼する手紙を出すなどしてマンションに修理が終われば居住する意思を表示しているのである。

そして、管理会社も請求人がマンションに居住する意思があると認めて請求人の依頼に応じてマンションの修理をすることを同月8日付の手紙で回答しているのである。

よって同月4日の時点においてマンションの修理についての話しが請求人と管理会社との間で続いており、修理がなされれば請求人がマンションに居住することも十分考えられるにもかかわらず、処分庁が請求人がマンションに居住していないことを理由に保護を廃止したのは違法かつ不当であり、その処分は取消されるべきである。

第2 当庁が認定した事実及び判断

1 当庁が認定した事実

- (1) 平成23年9月20日付けで、処分庁は請求人の保護を開始したこと。
- (2) 平成23年10月7日付けで、処分庁は居宅保護への保護変更決定を行ったこと。
- (3) 平成23年11月9日付けで、処分庁が請求人に対し、同月3日限りで「保護要件が確認できないため生活保護廃止とする。」との理由により、本件廃止決定を行ったこと。
- (4) 平成24年1月6日付けで、処分庁が審査庁に提出した弁明書（以下「弁明書」という。）には、以下の趣旨の内容があること。

ア 本件はそもそも、本市 [REDACTED] を利用し入居した生活の本拠に、請求人自ら住めない旨の申出を受け対処したものである。理由について挙証資料等提出され様々主張されているが、明白な事実のみをとらえれば即ち自己都合に他ならない。加えて、処分庁が改善すべく適正な指導を行うもこれに従わず、それどころか請求人の無責任な依頼で世帯と関係ない者からの介入を受けるに至った。この間担当ケースワーカー（以下CWと記載）による新規家庭訪問も実施できず、このままでは居宅生活での保護開始が見込めないとの危惧から、処分庁診断会議に照らし、法の理念に基づいた見地で決定したものである。よって本件廃止決定は正当な法の執行であり、請求案件について棄却する裁決を求める。

イ 平成23年9月20日 [REDACTED] 利用により救護施設入所。医療扶助単給として開始。

ウ 平成23年9月29日 入居希望物件の重要事項説明書等提出。

エ 平成23年10月7日 入居諸費用（敷金等）一時扶助及び生活費支給、当日入居。

オ 平成23年10月17日 入居物件の契約書面持参。

前記第1の2の（1）のウの相談を受ける。契約者間の問題に処分庁は介入できないとして、弁護士等法的な機関への相談を推奨。事態の早期解決を促し、一定猶予を考慮した。

カ 平成23年10月28日 請求人より地区担当（予定）CWに宛て書簡が届く。

对業者折衝の難航と体調不良を訴えたもので、CWが当該業者に架電し事実関係を確認、請求人が未だ居住状態でない事は相違ないものの、業者側の見解は相当異なり、更には請求人の代理と称して素姓の知れぬ者が代替物件の交渉に来訪したとの報告を受け、両者立会いのうえ事情聴取等が必要と認識する。

キ 平成23年11月1日 前記カの状況から処分庁の要請に応じて請求人来所。

相手方業者にも立会いについて連絡調整し了承を得たが、請求人が頑なに拒否、単独での面談となる。業者は自らの責任において修繕・謝罪・担当者変更などの譲歩を提案しており、これを請求人に伝えた上であらためて事態改善に向けての努力を求めたが、請求人は予告もなく封筒を差し出し中身を見るよう指示。そこには医師の診断書が入っており、精神科の病名、請求人の症状と転居の配慮を訴えた文面が記されていた。何の意味か尋ねるも答えず、「わからない」「どうでもいい」を繰り返すのみで会話は紛糾する。処分庁としては解決する意思があるならば、処分等は一先ず留保するとして同月4日までに当該業者へ必ず架電するよう指導した。

ク 平成23年11月4日 請求人からの入電なしと業者確認、請求人自身からも架電せず本日書面投函の返答を受け、本件廃止決定について診断会議開催、同日付廃止とする。廃止理由：保護要件が確認できないため。

ケ 平成23年11月7日 I病院より請求人入院の報を受け、同人に対し医療に関する扶助の申請について指導する。（廃止後入院のため実施責任は市）。

コ 経過説明を連ね、関わった担当者の対応を批判しても、請求人が行った客観的事実は、入居のための支援を受け自ら選択した物件に住まわず、事態改善を提案する相手方との折衝にも応じない結果、居住地・現在地を確定する要素がないという事に他ならない。生活実態のない者に対し、法第19条における実施責任を負うものではなく、まして本件は居住地を定めるべく支援を開始した経緯もあり、請求人の意図する支援継続は生活保護費の重複支給にもなりかねない。処分庁が決定した事項は法に基づく適正な執行であり、請求人提起の審査請求についてその申立は失当である。

(5) 弁明書と同時に審査庁に提出のあった証拠書類には、以下の趣旨の内容があること。

ア 平成23年11月1日付けのケース記録票には、「請求人処分庁の要請に応え来所。本日現在支援を受けた物件に居住しておらず、早急に不動産業者と懸案事項を協議・解決し居宅生活を開始するよう強く指導。【経過】10月7日入居直後、床の腐敗・害虫等、物件に支障を発見し不動産管理会社・仲介業者（以下「業者側」とする。）と折衝も、その対応悪く修繕も滞ったため、当該物件での寝泊まりを断念し友人宅へ避難した。その後来所時「修繕に関し業者側との行き違いがあり、また請求人の精神状態悪化も重なり折衝は難航、法的な手段に訴える可能性を模索している。」旨聴取。事態を鑑み地区移管（担当：ECW）を保留し静観するとした。」との記載があること。

イ 平成23年11月4日付けのケース診断会議議事録には、「 を利用したが、入居時に物件の状態が悪く（床の腐敗・害虫駆除等）、不動産業者側と折衝したがトラブルになり、以降当該物件に居住せず友人宅に寝泊まりする状態が続いている。当初請求人より報告を受けた際は、修繕の都合で待機している旨、また訴訟なり手段を思案しているなど善処すべき事情を聴取、一定猶予を与え現状を静観した。しかしこの間事態は改善されず、業者にも事実確認したところ請求人の申出と相違があり、居住可能にする修繕の準備は整っているものの、現況は両者の諍いが本題となっているとの事であった。業者側は謝罪も含め紳士的に修繕を申し出ているので、居住を最優先させるべく請求人に対し交渉の再開を指導したものである。この指導に対し請求人は、当該経緯の中でうつ病を発症し、さらにその病状から転居を申し出る（診断書あり）等の自己都合を展開、案件は停滞し現在に至る。【提案】今回同月4日までに業者折衝を再開する旨の指導をしたにもかかわらず、業者へ書簡を投函するに留めており、事態收拾の目途は立っていない。よって文書により一定期限を設定し問題の打開を促す。【結論】文書指示の要なく、非居住であれば廃止である。廃止日については同月1日、診断会議決定時点等、状況に応じ判断せよ。」との記載があること。

ウ 平成23年10月25日付けの請求人が処分庁に送付した書簡には、請求人の同月15日からの居場所の住所及び携帯電話の番号が記載されていること。また、同封された同月19日付けのDクリニックの診断書には、「不安神経症 鬱状態 糖尿病 上記のため、精査及び加療が必要である。」との記載がある

を報告した。

これに対しB氏は「僕もどうすればいいのかわからないから弁護士さんに相談するのが一番よい方法だと思う。」と答えた。なお、前記第2の1の(4)のオでも「前記第1の2の(1)のクの相談を受ける。契約者間の問題に処分庁は介入できないとして、弁護士等法的機関への相談を推奨。事態の早期解決を促し、一定猶予を考慮した。」としている。

請求人はB氏の「弁護士に相談するのが一番いい方法だ。」という指導に従い、同日午後2時法テラスで弁護士に相談したところ弁護士から「慰謝料は請求できないが、修繕と防虫駆除、そして管理会社に話を代理人として弁護士に行ってもらうのには費用が6万円ほどかかる。」と言われた。

そして請求人は同月24日も法テラスに行き、管理会社に対する修理の請求等の問題解決のために弁護士に相談した。

そして同月26日、請求人は法テラスに3回目の法律相談をし、管理会社との交渉を代理してくれる弁護士の選任を法テラスに申し込んだ。

かように請求人は平成23年10月17日にB氏が「契約者間の問題に処分庁は介入できないとして弁護士等法的な機関への相談を推奨した。」ことから、B氏の指導に従い、管理会社との問題解決のために法テラスに3回も法律相談に行き、請求人の代理人となってくれる弁護士の選任を申し込むなど問題解決に努力していたものである。

ところが、請求人に対し契約者間の問題に介入できないから、弁護士等の法的機関への相談を推奨していたB氏は、突然態度を変えて管理会社の言い分を鵜呑みにして、請求人と管理会社の問題に介入してきたのであった。

しかも、B氏は同月17日に請求人から管理会社のC氏から暴言を吐かれ強い恐怖心を抱いていたことを聞いており、E氏も同月19日に請求人からC氏の声が幻聴として聞こえる程に精神的に追い込まれ、恐怖心を持っていたことを聞いていたにもかかわらず、B氏やE氏らは請求人に対し管理会社のC氏らの立会による事情聴取を強行しようとしたのであった。

よって、C氏の声の幻聴まで聞こえる程管理会社の関係者に恐怖心をもっていた請求人がB氏らに対し管理会社のC氏らの立会による事情聴取を拒否したからといって、処分庁が請求人を非難するのは不当であり、請求人に酷である。

エ また、前記第2の1の(4)のキにおいて処分庁は、平成23年11月1日に請求人が診断書を差し出したので何の意味か尋ねるも答えず、「わからない。」「どうでもいい。」と繰り返すのみで会話が紛糾したと主張するが事実反している。

すなわち、請求人は前記のように同年10月17日にB氏に、同月19日にはE氏に対し管理会社のC氏から暴言を吐かれたことで恐怖心を持っていることを伝えていたから、B氏やE氏も請求人がC氏の声の幻聴を聞こえるためDクリニックに通院していたことも医療券の発行により知っていたものである。

従ってB氏もE氏も請求人の差し出したDクリニックの診断書を読めばすぐ意味が判る筈であるから、弁明書記載のようにB氏やE氏らが請求人に診断書が「何の意味か尋ねた。」ということは有り得ない。

同年11月1日における請求人とB氏らの会話は、前記第1の2の(1)の夕記載のとおりである。

オ 前記第2の1の(4)のキでは、処分庁は請求人に対し「解決する意思があるなら、11月4日までに当該業者に電話するよう指導した。」としているが、この指導は不適切きわまりない不当な指導である。

何故なら前記のように請求人は管理会社に対し恐怖心をもっており、管理会社の関係者と直接電話で話ができる状況にないことは、Dクリニックの診断書を読めば、容易に理解できることであり、処分庁がこれを指導することはきわめて不適切かつ不当である。

しかも、請求人は平成23年10月26日に法テラスに管理会社と交渉してくれる請求人代理人となる弁護士の選任を申し込んでいるため、B氏に「法テラスに管理会社との交渉代理人となってくれる弁護士の選任を依頼しているので、もう少し待ってくれ。」と言っているにもかかわらず、「法テラスの弁護士をとるのか、保護費をとるのか選びなさい。」と言って請求人の弁護士選任権を侵害する形で、請求人に直接管理会社に電話をすることを強要したのであった。

カ 処分庁は前記第2の1の(4)のコで請求人が「事態改善を提案する相手方との折衝にも応じない。」と主張しているが、事実反する主張である。

前記のように請求人は平成23年10月17日にB氏から、管理会社との問

題解決については弁護士等法的な機関への相談を推奨されたことから、同日や同月24日、同月26日の3回法テラスに行き、弁護士に相談したのである。

そして同月26日には請求人の代理人となって管理会社と交渉してくれる弁護士の選任を法テラスに申込み、同月28日には管理会社に対し弁護士に委任した旨通知するなど、弁護士を通じて管理会社と折衝しようとしていたのであるから「相手方との折衝にも応じなかった。」という処分庁の主張は事実と反しているものである。

なお実際にも法テラスは同年11月4日付で請求人に管理会社に対する補修請求についての民事扶助を決定し、請求人代理人として弁護士[]を選任している。

キ 処分庁は前記第2の1の(4)のアで「この間担当ケースワーカーによる新規家庭訪問も実施できず」と主張しているが、事実と反する。

当時、ケースワーカーのB氏やE氏が請求人に対しマンションを訪問したいと求めたこともないし、請求人がマンションの訪問調査を拒否したこともない。

むしろ、請求人は当時ケースワーカーのB氏やE氏にマンションを訪問してもらい、床板の腐って穴のあいた状態や穴から虫が室内に入ってきて住むことができない状態を実際に見てもらいたかった程である。

ク 前記第2の1の(4)のクによれば「請求人からの入電なしと業者確認、請求人自身からも架電せず、本日書面投函の返答を受け、本件処分について診断会議開催、平成23年11月4日付廃止とする。」とされている。

従って処分庁が請求人の保護を廃止した実質的な理由は、処分庁が請求人に管理会社に架電するよう指導したにもかかわらず、請求人が架電しなかったという指示違反であることが明白である。

しかし処分庁が請求人に対し管理会社に架電するよう指示したことが不適切かつ不当であることは前記のとおりである。

また指導、指示違反による保護廃止は、文書による指示が必要とされ(法施行規則第19条)、弁明の機会が与えられなければならないから(法第64条第4項)、処分庁がこれらの手続をせずに請求人の保護を廃止したのは違法という他はない。

2 判断

- (1) 法第19条第1項は、「都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。」とし、次に掲げる者として、第1号で「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者」、第2号で「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」と定めている。この場合の、居住地とは、客観的な居住の事実のある「すまい」であり、居住事実の継続性若しくはその期待性が具わっている場所と解されている。
- (2) 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」と定めている。
- (3) 法第27条は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と定め、同条第2項では、「前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最小限度に止めなければならない。」と定めている。
- (4) 法第62条第1項には、被保護者は、保護の実施機関が、「第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」と定め、同条第3項には、保護の実施機関は、被保護者が、その「義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」としている。なお、この場合には、同条第4項により、保護の実施機関は、「保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。」と定めている。
- (5) 行政手続法第14条第1項は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、

その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。（以下略）」と規定し、同条第3項は、「不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。」と定めている。同条第1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課しまたはその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解されている。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきものと解されている。

- (6) 本件についてみると、前記第2の1の(4)及び(5)の認定事実のとおり、処分庁は、請求人がマンションの床板の一部が腐って穴があき虫が入ってくるなどの瑕疵や管理会社とのトラブルを理由としてマンションでは起居を継続していない旨申し出ていたことに対し、管理会社との懸案事項を早急に解決し、居宅生活を開始するよう指導したものの、マンションに居住する見込みがたらず、ケースワーカーによる家庭訪問も実施できない中、当該マンションを請求人の居住地とし、居宅生活による保護開始の見込みもたないことから、保護の要件を満たしているかどうかを確認できないため保護を実施できないとして本件廃止決定を行ったことが認められる。
- (7) 処分庁は、請求人は入居のための支援を受け自ら選択した物件に住まわず、改善すべく適正な指導を行うもこれに従わず、請求人の無責任な依頼で世帯と関係ない者からの介入を受けるに至り、事態改善を提案する相手方との折衝にも応じなかったことから、ケース診断会議を開催し、その結果、請求人に対し文書による指導や指示をする必要はないとし、居住地又は現在地を確定する要素がないことから居住の要件を欠く状態であり本件廃止決定が妥当と判断したもので、生活実態のない者に対し、前記(1)における実施責任を負うものではないため、本件廃止決定に違法又は不当な点はない旨主

張する。

確かに、前記（１）のとおり、法第１９条第１項は、生活保護決定及び実施の要件として、福祉事務所所管区域内に居住地又は現在地を有するものと規定しており、この居住地とは居住事実の継続性若しくはその期待性が具わっている場所と解されていることは処分庁が主張するとおりである。

しかしながら、本件については、前記第１の２の審査請求の理由及び第２の１の（４）から（６）によると、請求人は、当初救護施設に入所して、施設入所等による保護を受け、その後、救護施設の紹介による不動産業者の仲介によりマンションを賃借することを決定したことを受けて居宅保護が開始されたことが認められる。

また、その後、マンションに瑕疵があり、入居できないことが判明したことから、請求人とマンション管理業者との間でトラブルになり、現実に入居できない状態が続いていたことが認められる。

この間、処分庁は、請求人、マンション管理者等の関係者と面談しており、請求人がマンションに直ちに入居できず、それが必ずしも請求人の責によるものではないことを承知していたことが認められる。

さらに、処分庁は、請求人とマンション管理者との間のトラブルにより、心身の状態が悪化しており、さらには、請求人が入居決定していたマンションに入居できないことから、処分庁管内の請求人知人宅に一時的に滞在している旨、請求人から申告も受けており、請求人の事情を十分に承知していたことが認められる。

加えて、処分庁は、居住事実が確認できないことのみをもって廃止決定の判断を行っていることから、本件廃止決定の時点で、請求人が引き続き保護を要する状態であったことを認識していたといわざるを得ない。

一方、請求人は、処分庁の指導どおりの行動をとらなかった点も見受けられるが、処分庁は、その事実が保護廃止決定の理由として適切か否かはともかく、その由をもって、法第２７条の指導指示違反として、本件廃止決定を行ったものではない。

以上から、請求人は、引き続き保護を要する状態にあり、処分庁管内に居住地を定めたものの、必ずしも請求人の責によらない事象により、暫定的にマンションに入居できず、処分庁管内の知人宅で臨時に生活を余儀なくされたものとみるべきものであって、請求人がマンションに入居していないとい

う一面的、外形的な事象のみをもって、居住実態が確認できないとした処分庁の判断は是認できるものではなく、仮に、処分庁において請求人に対して指導すべき事項があれば、合理的な期間をかけて前記（３）及び（４）の指導や指示を行うべきものであったといわざるを得ない。

（８） また、前記第２の１の（３）の認定事実のとおり、本件廃止決定の理由は、「保護要件が確認できないため生活保護廃止とする。」と記載されているのみであり、請求人に対する不利益処分となる本件廃止決定の根拠法令や処分基準、本件廃止決定の原因となる事実関係について、全く記載がなく、請求人が本件廃止決定の理由について十分認識し得る程度に示されたとはいえないことから、前記（５）に照らし、処分庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与えるという理由付記の趣旨に反し、瑕疵ある処分といわざるを得ない。

（９） したがって、本件廃止決定処分については、その判断及び手続きに瑕疵があるといわざるを得ず、取り消しを免れない。

以上の理由により、行政不服審査法第４０条第３項の規定を適用して主文のとおり裁決する。

平成２７年２月４日

審査庁 大阪府知事 松井 一朗



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算し

て30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。